

住居確保給付金について

住居確保給付金は、離職等により住居を喪失するおそれがある方等に対して、家賃相当分を給付するとともに、自立相談支援機関による包括的な支援を行うことにより、効果的な自立の促進を目指すものです。

※ 住宅ローンや借地には、適用できません。

【支給対象者】

以下の全てに該当する生活困窮者

- 1 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。
- 2 次のいずれかに該当する者であること。
 - イ) 申請日において、離職又は廃業の日から2年以内であること。
※ やむを得ない事情がある場合は、最大4年以内に行える場合があります。
 - ロ) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
- 3 イ) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。
ロ) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
- 4 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること。

【収入要件】

(単位：万円)

世帯人数	基準額	家賃額(上限)	収入基準額
1人	8.1	3.4	11.5
2人	12.3	4.1	16.4
3人	15.7	4.4	20.1
4人	19.4		23.8
5人	23.2		27.6

- 5 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6(ただし、100万円を超えないものとする。)以下であること。

【資産要件】

(単位：万円)

世帯人数	基準額	基準額×6	資産要件
1人	8.1	48.6	48.6
2人	12.3	73.8	73.8
3人	15.7	94.2	94.2
4人以上	19.4	116.4	100

- 6 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
2ロ) に該当する方で、自立の促進に有効と認められる場合は、自立に向けた活動すること。
- 7 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- 8 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

【支給額】

- 世帯の収入額が、上記の世帯人数ごとの基準額を下回る場合
家賃相当額
 - 上記の世帯人数ごとの世帯の収入額が、基準額を上回る場合
基準額 + 実際の家賃額 - 世帯の収入額(10円単位は切上げ)
- ※ それぞれ、上記の世帯人数ごとの「家賃額(上限)」以内の金額

【支給期間】

支給期間は、申請月から3ヵ月間(ただし、一定の要件を満たせば、延長できる場合があります。)

【支給方法】

住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に、住居確保給付金を直接振り込みます。

【申請から支給までの流れ】

- 1 (申請者) 電話又は窓口にて、相談の上、申請書類を提出
- 2 (市) 審査・決定
- 3 (申請者) 請求書・委任状の提出
- 4 (市) 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に住居確保給付金の支給

【問合せ先、連絡先】和歌山市 生活支援第2課 生活困窮者対策班(073-435-1061(直通))